

集落法人の展開と農村社会

—広島県東広島市の事例—

秋 葉 節 夫

I はじめに

農業経営の法人化に関しては、まず2000（平成12）年の「食料・農業・農村基本計画」では、「法人経営が、経営管理能力の向上、新規就農の促進等の面で重要な役割を果たすもの」として、積極的に推進することが、明記されている。つまり、ここでは、「効率的かつ安定的な農業経営」（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色のない水準の生涯所得を確保しうる農業経営）への施策実施の対象として法人を位置づけ、その対象の拡大として法人の推進を掲げているわけである。その後、とくに水田農業については、農林水産省は、2002（平成14）年、「米政策改革大綱」のなかで、地域ごとに稲作生産の担い手を明確にすることとし、その担い手を、従来の認定農業者に加え、集落営農のうち、一元的に経理をおこない、一定期間内に法人化するなどの要件を満たす、20ヘクタール以上の水田を経営するものを「集落型経営体」とし、これを認定農業者とともに、農業の担い手として位置づけ、かれらを国の新たな施策である「担い手経営安定対策」の対象とすることとしている⁽¹⁾。そして、2005（平成17）年の「新しい食料・農業・農村計画」では、①品目横断的経営安定対策＝「日本型直接支払」の導入とともに、②その支払対象者である担い手として、これまでの認定農業者（家族農業経営と法人経営）に加えて、集落営農を明確に認知したのである⁽²⁾。こうした経緯をたどって、従来からの集落営農の法人化に向けた議論が高まってきたのである。

ところで、現在の農業において担い手問題は、何よりも土地利用型農業

の問題であり、主として水田農業の問題であることはいうまでもない。しかしながら、それがどのような性格の問題であるかについては、以上の新基本計画でも必ずしも明確な形で把握されているとはいいがたい。もちろん、構造政策の観点から集落営農が問題になるのは、集落営農組織→特定農業団体→農業生産法人（特定農業法人）への移行がスムーズにおこなわれるかどうかという点である。しかしながら、西日本の集落の多くは、それ程大きな農地面積を保有していないために、たとえ集落の農地をすべて一人の担い手で集積したとしても、それだけでは「他産業並みの生涯賃金」を獲得できる農業専従者として自立することは不可能である。また、集落を場として利用し、可能な限り効率的な土地利用体制が確立されたとしても、それだけでは「経営体」は生まれてこないであろう。

以上のように考えてみると、集落営農組織が法人化されるとしても、それは「効率的かつ安定的な農業経営」ではない。この「効率的かつ安定的な農業経営」の要件は、農業専従者が確保され、彼らが「他産業並みの生涯賃金」に見合う農業所得を実現していることであるが、法人化された集落営農でこの要件を満たしているのは多くはない。後述するように、広島県でも集落営農の第一の目的は、「できるだけ手間ひま金をかけないで農地を守るための仕組み」を作ることである。したがって、法人の目的も「経営体としての発展」ではなく、「地域の農地を守っていく」規範の制度化なのである³⁾。もちろん、こうしたことは、集落営農の法人化の意義を否定することではないが、集落営農組織→特定農業団体→農業生産法人（特定農業法人）という発展段階を踏むことで水田農業構造改善を進めるという国の目論見とは必ずしも一致しないわけである。それでは、集落営農の法人化はどのような内容であり、それが提示している論理と可能性をどのように理解できるであろうか。集落営農の法人化を担い手問題の一つのあり方と評価し、なおかつそれがもつ限界についても指摘することが必要なのである。

本稿では、この点を明らかにするために、考察の対象を東広島市におい

て、当の東広島市での集落営農の法人化の事例を検討する。また、その事例を通じて、集落法人の論理と構造を明らかにする。そのため、以下の順序で考察をする。すなわち、Ⅱ集落法人事業の推進と東広島市の農業。ここでは、集落法人推進についての広島県の施策とその事例が存在する東広島市の農業の推移を「農業センサス」を用いて明らかにする。Ⅲ・Ⅳ集落法人の展開。具体的には、東広島市に位置する「重兼農場」と「ファーム・ウチ」の組織・事業内容を明らかにする。そして、最後に、以上の考察を踏まえて、集落法人の論理と構造はどのような内容と特徴を示しているかを明らかにする。こうして、全体としては、集落法人の意義を評価し、それがとくに中山間地域における農家の生産と生活にどのように関わり合うかを明らかにすることに課題がある⁽⁴⁾。

Ⅱ 集落法人事業の推進と東広島市の農業

(1) 広島県における集落法人の展開

広島県は、中山間地域を多く抱える県で、傾斜度二十分の一以上の水田面積が32パーセント、団地規模50アール未満の水田面積が53パーセントに達している。また、水田を保有する農家の平均経営水田面積は54.9アールであり、都府県平均77.3アールを下回っている。当然、米政策改革に対する危機感は大きなものがあり、そこで広島県と関係団体等からなる「米問題研究会」を設立し、「広島県水田農業振興方針」を策定してきた。そのなかで、広島県が「経営体」として想定した形態は「集落農場型農業生産法人」(集落法人)であった。換言すれば、集落営農と法人化を組み合わせる政策がとられたわけである。

ところで、この「集落農場型農業生産法人」の育成は、2000(平成12)年3月に策定された「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」における重点施策のひとつである土地利用型農業の再構築のなかに位置づけられている。すなわち、ここでは、「集落農場型農業生産法人」とは、「集

落（一〜数集落）が一つの経営体となって、集落の農地を一つの農場としてまとめ、効率的かつ安定的な農業経営をおこなう法人」（広島県、2000、41）と定義されている。この法人化のねらいは、「現在の非効率的な個別完結型経営を見直し、法人化することによる施設・機械投資の軽減と労働時間の短縮等による低コスト土地利用型農業の構築」にあり、「結果として、集落の農地保全や経済性の向上、法人としての経営の多角化、高度化が進み、これにともない新規就農者の受け入れ等の可能性が広まり、永続的な経営の構築が可能になる」（同、42）とされている。

広島県の集落法人のうち、県として「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」を策定する2000（平成12）年までに、自主的に設立された法人は7法人である。その後、集落営農の法人化を重点施策として推進するなかで、2004（平成16）年までに59法人が設立され、現在66法人である。当の行動計画では、①最終目標年の2010（平成22）年度に410法人を育成し、②2010（平成22）年度に広島県の耕地面積5万4000ヘクタールの30パーセントにあたる1万6815ヘクタールを集積するという数値目標を掲げている⁵⁾。

もちろん、育成されるべき具体的な法人形態については、その地域の実態に合わせて、全戸参加型法人とオペレーター中心型法人の二つの形態が想定されている。前者は、「集落内における農家の相当数が法人の構成員として経営に参画し、かつ集落内農地の相当面積を利用集積し、協業経営を行う農業生産法人」であり、後者は、「集落内の一部（数戸）が法人を設立して、集落内の相当面積を集積して、専門的に農業経営する農業生産法人」（金沢、2004、307）である。後者はまた、強固な集落組織であることを前提にして、法人に限らず任意組合をも含めた柔軟な形態として位置づけられている。

ところで、広島県が、こうした施策に取り組み始めた背景には、すでに述べた点に加え、広島県の農業・農村の実態が持つ5つの問題点がある。すなわち、①減少する農家。広島県全体の農家戸数は、1995（平成7）年

9万2197戸、2000（平成12）年8万2240戸で、差し引き9957戸の減少である。平均すると、毎年1991戸の減少となっている。②高齢化する農業従事者。広島県の販売農家5万1941戸の農業従事者は7万8000人、うち女性が57.7パーセントを占めている。しかも、基幹的農業従事者3万6780人のうち、65歳以上の高齢者が占める割合は、69.3パーセントとなっている。③農地の減少と耕作放棄地の増大。広島県の耕地面積は4万8231ヘクタールで、過去5年間の間に、10.8パーセント減少している。減少した耕地は5820ヘクタールで、平均して年間1164ヘクタールとなる。また、耕作放棄地が耕地面積の11.5パーセントに相当する5567ヘクタールとなっている。④稲作規模の零細さと生産費の高さ。広島県における販売農家の稲作面積は、2万4695ヘクタールで、一戸平均では54.8アールと零細である。また、2002（平成14）年度で、広島県の米生産費を見ると、10アール当たりで10万2552円となっており、全国平均の7万9445円と比べると、2万3107円多くかかっている。もちろん、これは農機具費が高いことが関わっている。したがって、米の収入から費用を差し引くと、所得は2万円程となり、つまりは農家経済に占める割合が年々減少しているのである。⑤稲作労働時間の多さ。水稻10アール当たりの労働時間では、県平均で47.75時間である。全国平均では32.39時間であり、差し引き15.36時間多くかかっている。兼業農家率の高い広島県の場合には、この労働時間の多さが機械投資への拍車となっているのである。以上の問題点を解決するひとつの手段として、「集落農場型農業生産法人」の育成が、広島県の施策として採用されたわけである。

それでは、この行動計画をどのように具体化してきたであろうか。当の行動計画策定の翌年、つまり2001（平成13）年から2003（平成15）年までの三カ年間、集落法人育成の推進に向けた「集落農場型農業生産法人育成ステップ・アップ事業」を県単事業として創設した。この事業は、集落法人化の推進を図るため、「集落法人設立円滑化事業」（補助対象は、法人登記費用、事務所備品で、補助率は三分の二）と「集落法人経営確立事業」

(補助対象は、法人の経営に必要な農業機械、ハウス、ミニライス、格納庫等であり、補助率は二分の一)の二つからなるハード事業と、集落リーダーの育成のためのソフト事業の組み合わせから成り立っている。とくに、後者のリーダー育成事業は、農業会議所が委託を受けて実施してきている。それが「集落法人リーダー育成講座」である。この講座の内容は、①農業・農村の現状と法人化の必要性、②農業法人制度の概要、③農業法人の設立経過と今後の方向、④農業法人の設立の手続き、⑤農業法人の資金対策、⑥企業会計・経理・財務の基礎知識、⑦農業法人の税務知識、⑧農業法人の運営管理、⑨労務対策・社会保険制度、⑩事業計画樹立の要点、⑪合意形成手法、⑫農地保有合理化事業、⑬営農計画の樹立方法、⑭土地利用型作物の栽培、⑮農作業の事故防止、⑯農産物の加工・販売戦略、⑰営農計画の作成演習、⑱法人の事例研修等である。このリーダー育成講座は受講希望者が定員を大きく上回っていて、注目される活動となってきたことが理解される。そして、この講座の受講者のなかから、新たなリーダーが育ってきており、「集落型農業生産法人」の育成において重要な役割を演じてきたわけである。

しかしながら、各年度の設立法人数の目標自体は達成されておらず、引き続き、2004(平成16)年からは、「集落農場型農業生産法人経営体質強化事業」として整備されている。この事業は、地域指導者養成講座の開設、法人経営セミナー、法人の経営相談会の開催、法人経営高度化の推進がその内容であり、総合的な法人育成の対応である。もちろん、設立された法人が安定的に経営を維持していけるような支援体制を進めることも重要であり、この点では、2003(平成15)年から「新農林水産業・農山漁村活性化総合支援事業」が開始され、とくに複合経営を目指す「集落農場型農業生産法人」の育成に取り組み始めている。こうした意味で、広島県は今後とも集落営農の法人化を積極的に推進していくものと推測される⁷⁾。

(2) 東広島市の概況と農業

本稿で考察の対象とする東広島市は、1974（昭和49）年に、旧加茂郡の西条町、八本松町、志和町、高屋町の四町が合併して成立した市であるが、その後、2005（平成17）年、さらに黒瀬町、福富町、河内町、および安芸津町と合併し、新市としてスタートしている。ここでは、合併前の旧市のデータをもとに、現東広島市の概況と農業の特徴を明らかにしてみたい。旧東広島市は、広島県の中央部に位置し、西は広島市、東は竹原市に接している。北部は標高214.26メートルに達し、気候は寒冷である。市内には広島中央テクノポリスや広島大学が位置し、従来から社会基盤や産業基盤の整備も進んできている⁸⁾。表1は、東広島市の人口と世帯の推移を示したものである。1975（昭和50）年から2000（平成12）年まで、一貫して人口が増加してきている。ただし、人口・世帯数ともに西条町、八本松町と市中心部の増加が多く、本稿で対象とする志和町は微増にとどまっている。しかし、就業機会の増大、宅地開発によって、兼業依存の農業構造が強まっている。

それでは、以上の東広島市の場合、農業はどのような推移を示して現在に至っているであろうか。ここではまず、統計資料を用いて、東広島市の

表1 東広島市の人口と世帯

(人、戸)

	1975	1980	1985	1990	1995	2000
西条	30,101 8,255	34,463 9,940	38,896 12,080	43,534 15,537	51,079 23,230	58,749 28,132
八本松	14,816 4,069	17,881 5,544	20,450 6,529	21,902 7,406	26,176 9,679	26,042 9,640
志和	7,371 1,932	7,790 2,070	8,084 2,211	8,249 2,355	8,465 2,488	8,031 2,518
高屋	13,945 3,804	15,673 4,256	17,332 4,773	20,524 5,872	28,219 8,850	30,601 9,988
東広島市計	66,236 18,060	75,807 21,810	84,717 25,599	94,209 31,170	113,939 44,240	123,423 50,278

注：上段の数字は人口、下段の数字は世帯数を表している。

出典：「国勢調査」各年次

農業を概観してみたい。ただし、統計資料の揭示は最小限にとどめ、課題に関わる限りで、摘記することにする。

まず、図表の揭示はできないが、主要な農業機械の普及では、1975（昭和50）年を境として、トラクター、乗用田植機が導入されてきた。また、秋作業としては、同じく75年を境としてコンバインが普及し、その後農業協同組合のライス・センターの導入もおこなわれ、乾燥・調整は同施設を利用することが増加していくことになる。東広島市は圃所条件としては必ずしも良好ではないが、ともあれ中型機械体系が導入されてきたわけである。ところで、こうした農業の機械化・効率化は圃場の整備を必要とする。東広島市の場合も、「農業構造改善事業」にもとづく圃場整備が進み、80年代以降を通じて、順次整備されていった。こうした機械化・効率化のなかで10アール当たり収量も増加し、1990（平成2）年に474キログラムを示して以降、500キログラムを越え、2000（平成12）年には、546キログラムを示している。

しかしながら、「広島県農林水産統計年報」で、農業経営動向を見ると、2000（平成12）年時点で、広島県の一戸当たりの農業の現金収入は60万円台である。ところが、家計費現金支出額は、598万6000円にのぼっている。つまり、その結果として、家計費充足率は1.5ヘクタール層として見ても、10.03パーセントほどなのである⁹⁾。この点からは、後に指摘するように、農業経営の維持が、農外所得と水稲作以外の部門による下支えを必要としていることが端的に理解されるのである。

そこでまず、この点についてプラス・アルファ部門、つまり水稲作以外の部門を見てみたい。畑地が相対的に少ない東広島市の場合、畜産が従来重要な位置を占めていた。表2は、主要畜産物の飼養戸数および飼養頭羽数の推移を示したものである。これによれば、乳用牛、肉用牛を中心とした畜産が1980年代までは多かったが、その後は減少している。しかし、乳用牛、肉用牛ともに、飼養戸数は減少しながら、一戸当たり飼養頭数の増加が見られる。つまり、少数の畜産専門農家による多頭飼育が主流を占め

るようになってきているのである。

畑作については、図表は示さないが、寒冷地であることを利用した、アスパラガス、ホウレンソウ、ネギなどの付加価値の高い野菜づくりが見られ、面積・収量ともにそれなりの数値を示している。また、特産品の柿の面積・収量も安定している。表3は、施設園芸の農家数・面積と主な作物について示したものである。これを見ると、1985（昭和60）年にはハウスを持つ農家数が増加し、それとともに面積も拡大している。もっとも、1995（平成7）年からは減少に転じている。主な作物としては、きゅうり、トマトを中心とした野菜と花卉・花木・種苗類である。これらは、転作を利用した施設園芸であり、その意味で水稲作収入を補う部門である。全体としては、水稲作以外の部門は、その部門に特化しなければ経営が安定しにくく、したがってプラス・アルファに進出する農家は、その部門の比重を高めざるをえない。その意味で、やはり少数の特定の農家の経営として現れているわけである。

それでは、このような農業の状況のなかで、農家各層はどのような動向にあるであろうか。表4によって、経営規模別農家数を見ると、1.5ヘクタールにあった戸数増減の分岐点は2.0ヘクタールに推移しているのが解る。現在では2.0ヘクタール以下の規模層の減少とともに、2.5ヘクタールから3.0ヘクタール層においても減少が散見されるところがある。もちろん、こうした経営規模別農家数の変化の背後には、一貫した兼業化の動向

表2 主要畜産物の飼養戸数及び飼養頭羽数

(戸、頭羽)

	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養羽数
1980	53	888	269	880	13	746	278	150
1985	34	930	123	829	8	657	99	77
1990	28	916	43	405	3	89	5	94
1995	26	797	32	408	2	X	4	65
2000	17	581	14	290	1	X	2	X

出典：「農林業センサス」各年次

が存在するわけである。表5は、専兼別農家数の変化を示したものである。これによれば、総農家数は1980（昭和55）年以降、一貫して減少している。そのなかで、第二種兼業農家は1985（昭和60）年までは増加を示し、専業農家は1990（平成2）年までは増加を示した。後者の専業農家の増加の中心は高齢専業である。しかしながら、2000（平成12）年時点では、すべて減少となっている。

さらに、表6に示すように、「農業センサス」によって被備兼業種類別人数を見てみると、1980（昭和55）年までは、職員勤務・恒常的賃労働の増加が見られた。しかし、1985（昭和60）年以降は、それも減少に転じ、総

表5 専兼業別農家数

(戸)

		専業	第一種兼業	第二種兼業	総数
1980		681	756	5,067	6,504
1985		810	402	5,158	6,370
1990		923	104	4,793	5,820
1995		819	411	4,167	5,397
2000		642	189	3,116	3,947
増	1980- 85	129	△ 354	91	△ 134
	1985- 90	113	△ 298	△ 365	△ 550
減	1990- 95	△ 104	307	△ 626	△ 423
	1995-2000	△ 177	△ 222	△1,051	△1,450

出典：「農林業センサス」各年次

表6 被備兼業種類別人数の変化

(人)

		総数	職員勤務	恒常的賃労働	出稼ぎ	人夫・日雇
1980		12,412		9,402	55	1,881
1985		11,807		9,480	43	1,231
1990		11,041		9,293	19	766
1995		9,457		9,124	16	317
2000		9,309		9,009	14	286
増	1980- 85	△ 605		78	△ 12	△ 650
	1985- 90	△ 766		△ 167	△ 24	△ 465
減	1990- 95	△1,384		△ 169	△ 3	△ 449
	1995-2000	△ 148		△ 115	△ 2	△ 31

出典：「農林業センサス」各年次

人数の減少とともに、農業からの離脱傾向が強まってきていると理解することができるのである。

ところで、こうした農業離脱の傾向は、経営耕地面積の推移にも見てとることができる。表7は、その経営耕地面積の変化を示したものである。これを見てみると、1980（昭和55）年以降、経営耕地総面積にしても、田・畑・果樹園という種類別の経営耕地面積にしても一貫して減少していることが伺えるわけである。さらに、表8によって、東広島市の農家人口の変化を見てみよう。農家人口の総数が1980（昭和55）年以降、一貫して減少するとともに、65歳以上人口の占める割合が高まっている。2000（平成12）年時点では、65歳以上人口が占める割合は29.1パーセントに達しているの

表7 経営耕地面積の変化

(a)

		経営耕地 総面積	田	畑	果樹園
1980		503,600	461,400	34,200	8,100
1985		483,967	450,645	27,621	5,701
1990		440,056	411,701	22,738	5,617
1995		400,689	373,758	21,538	5,393
2000		364,395	342,891	19,082	2,422
増	1980-85	△19,633	△10,755	△6,579	△2,399
	1985-90	△43,911	△38,944	△4,883	△84
減	1990-95	△39,367	△37,943	△1,200	△224
	1995-2000	△36,294	△30,867	△2,456	△2,971

出典：「農林業センサス」各年次

表8 農家人口の変化

(人、%)

	農家人口		基幹的自家農業従事者数	
	総数	65歳以上	総数	女性比率
1980	26,913	17.2	3,536	57.6
1985	26,245	19.0	—	—
1990	23,804	22.1	—	—
1995	21,606	26.1	—	—
2000	19,764	19.1	—	—

出典：「農林業センサス」各年次

である。以上のところを踏まえるならば、東広島市における農業の展開は二つの方向を示してきたということが出来る。すなわち、その第一は、農外就労の比重の高まりである。これは主に農外収入に依存して家計を維持し、他方では水稲作も維持していこうとする形態である。しかし、こうした方向の高まりは、農業からの離脱に結びついている。第二は、少数ではあるが、プラス・アルファに従事し、それを維持発展させようとする方向である。しかし、その方向は、乳用牛、肉用牛を中心とした畜産あるいは特産化した野菜類に限られている。その意味では、東広島市における農業は展開の選択肢は多くはないが、しかしながら自給農家以上の展開も具体的に示しているということが出来る。

さて、それでは、こうした農家層を中心とした東広島市の農業は、集落のレベルでは、どのように展開しているであろうか。集落法人の展開として、東広島市高屋町に位置する農事組合法人「重兼農場」と、同じく志和町に位置する農事組合法人「ファーム・ウチ」の事例に則して見てみることにしたい。

Ⅲ 集落法人の展開

一 東広島市重兼地区の事例一

広島県における集落法人の典型として、まず東広島市重兼集落における農事組合法人「重兼農場」をとりあげてみよう。この「重兼農場」が位置する重兼集落は、戸数63戸、うち農家戸数35戸であり、水田面積は、20.5ヘクタールである。集落内には、専業農家である花卉栽培農家一戸があるが、それ以外はすべて兼業農家である。この重兼集落では、地域づくりが先行していた。1982（昭和57）年、集会所の建設を機に自治組織「重兼を住み良くする会」が発足し、選出された委員によって、農業、環境、ふれあいを柱とする「ムラづくりビジョン」が作成され、これを行動目標として、「安らぎと調和のとれた魅力あるふるさとづくり」が始まったわけであ

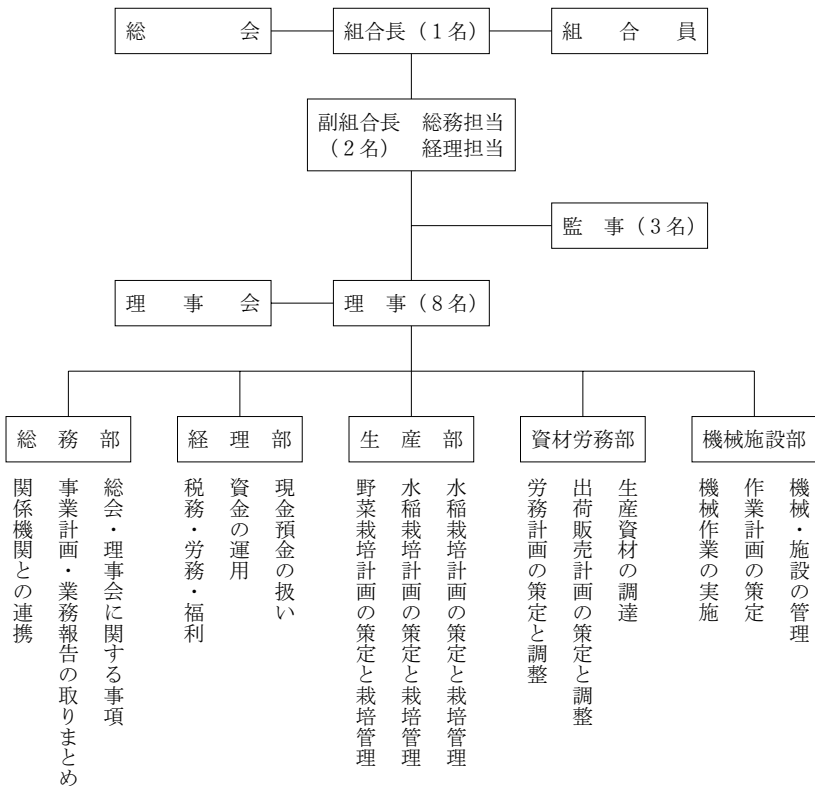
る。

ところで、ビジョンのうち、例えば、環境（下水道・河川・生活道・運動広場・防火施設・環境美化）の実現のためにも、農業の基盤づくりが必要である。そこで、「圃場整備推進委員会」を設立して、集落の意見のとりまとめと要請活動を展開し始めるのである。その際、たんに圃場整備をおこなうというだけではなく、その圃場整備を生かして、地域農業の諸課題を解決するため、「農業生産組織研究委員会」を同時発足させ、圃場整備後の営農方法についても検討したのである。圃場整備は1987（昭和62）年着手されるが（平成5年完了）、当の圃場整備が完了すると、①農業機械の更新をはかる農家がでてくること、②農業機械の過剰投資から脱却するには、機械利用の共同化が避けて通れないこと、を考へ、1988（昭和63）年、農業機械共同利用組織「重兼農業生産協同組合」を33戸の農家で設立し、圃場整備後の営農については、大型機械、施設を共同で導入し、作業はオペレーターによって実施することを決定したのである。

この組合の設立に当たっては、33戸の所有する農業機械を集計し（トラクター25台、田植機24台、コンバイン・バインダー35台）、その過剰ぶりを訴えて、支持を得たのである。この組合の設立後、組合のリーダーの一人が県職員であったこともあり、「集落農場育成モデル事業」（補助率二分の一）の打診を受けた。採択条件は、農事組合法人を設立し、集落内の八割の農地を集積して、「一集落一農場」で経営するものである。そして、もちろん、農業機械の過剰投資については、組合によって解決の見通しが立ったわけであるが、①二分の一の補助で農家の負担が大幅に軽減されること、②機械利用組合では解決できない「後継者不在農家の農地管理の問題」、「兼業農家の平日の管理作業問題」等を同時解決できるとして、集落で検討し、同年参加農家30戸によって法人化することにしたのである。その際、「農家の決断を促すうえから、無謀とは感じたが『法人設立後の加入は認めない』として二者択一を迫った」（重兼農場、2000、5）。この方針が「ムラ」社会に強く作用したものと法人リーダーは見ているのである¹⁰⁰。

ところで、以上の経緯をたどって設立された農事組合法人「重兼農場」の機構図を示すと図1の通りである。すなわち、理事8名、監事3名で構成されており、そのもとに、総務、経理、生産、資材労務、機械施設の五部を設けて、それぞれ担当理事が当てられている。しかし、通常の業務は、組合長1名、副組合長2名（総務担当1名、営農担当1名）の3名の理事が中心となって業務に当たっているのである。組合長は初代、二代目を農業改良普及所の所長等のOB、現組合長は、県農政部職員OBである。設立当初は、県立農業短期大学事務局長が総務、銀行支店長が経理、農業改

図1 農事組合法人重兼農場機構



良普及所課長が生産、JR助役が資材労務、農業試験所課長が機械施設の各部長をそれぞれ務め、県との関係が強かったといえる。

次に、農作業の実施方法であるが、まず機械による基幹作業（土作り肥料散布・耕起・基肥散布・代掻き・防除・コンバイン収穫・乾燥調整・出荷）については、オペレーター10名（定年帰農者4名、通勤兼業者6名）を指定し、平日の作業は定年帰農者が当たり、休日の作業は通勤兼業者が当たるように分担がおこなわれている。オペレーター賃金は時給1200円で、一般作業は800-1000円となっている。次に、肥培管理作業（水管理・除草剤散布・穂肥散布）については、作業を希望する組合員（20名、オペレーターとの重複は8名）に、労力に応じて委託している。委託の方法は、水系別に分担を決めておこない、10アール当たり2万円の支払いを受けるものとなっている。

さて、この農事組合法人「重兼農場」では、当初の利用権設定は本地面積で16.4ヘクタールであるが、一緒に圃場整備をおこなった隣接集落（扱和山田集落）に不在地主や耕作放棄地が発生するようになり、1998（平成10）年に両集落で農用地利用改善団体を結成して、「重兼農場」が特定農業法人となって、隣接集落からも利用権設定されるようになった。こうして、現在、利用権設定面積は25.9ヘクタールとなっている。一集落一農場から「二集落一農場」へと展開してきているのである。

ところで、農家の所得となる地代・賃金・管理委託料については、表9にまとめて示してみた。地代は、地権者が畦畔管理をおこなう条件で、当

表9 地代・賃金・管理委託料

地代	26,000円/本地面積10aただし畦畔管理料を含む。 将来、米価低下等で地代が経営を圧迫することになれば、引き下げを検討する。
管理委託料	20,000円/本地面積10a
賃金	オペレーター1,200円/時 一般800~1,200円/時
役員報酬	組合長180,000円/月

注：農作業事故への備え・労災保険
出典：「東広島市の集落営農」2005年

初は10アール当たり3万6000円に設定されていた。ただし、状況に応じて引き下げを検討することは含意されており、2005（平成17）年からは、米価の低下および機械償却費のために1万円引き下げ、2万6000円となっている。隣接集落の場合は、1万3000円である。なお、地代については、農地の条件ごとに格差をつけることも考えられるが、条件不利地はその分畦畔管理が多くなり、結果的には均等な地代となるわけである。こうして、組合員の公平感を保っているわけである。こうした法人の経営を見ると、2005（平成17）年度では、当期税引き利益349万5010円、繰越利益剰余金2809万9020円となって黒字である。

次に転作等であるが、転作面積5.3ヘクタール、そのうち大豆3.1ヘクタール、麦0.5ヘクタール、その他1.4ヘクタールとなっている。全体として、作物は、法人経営の主体である水稻採種事業に影響を及ぼさないよう大豆・麦を主体とした極力労力を要しないものとなっている。法人所有の畑については、一区画50平方メートルの市民農園57区画を入園者に貸し出し、その一部で広島生協高屋支部のレクリエーション事業、つまり芋ほり・丹波黒大豆の枝豆のもぎとりに供している。平成16年度の参加者は50名にのぼっている。最後に、東広島市は中山間地域ではないが、重兼集落が位置している高屋地区は「中山間地域直接支払制度」の特認地域に認定されている。この金額は、579万8000円となるが、農用地利用改善団体が全額を受けて、「重兼農場」の場合は、農地の維持・管理費として計上している。具体的には、ため池・農道の修理・イノシシ対策等に当てており、個人配分はおこなっていない¹⁰⁾。

以上、農事組合法人「重兼農場」の法人としての組織構成と事業内容について見てきた。「重兼農場」の場合、農業集落としてのムラを組織基盤にしているのが特徴である。法人化にあたっては、もちろん、それまでの講などの地域集団の活動の積み重ねが土台にある。そして、法人化の口火をきったのは、世帯主層ではなく、後継ぎ層である。つまり、そこでの主要な関心は農業というよりも、まずは「むらおこし」なのである。そして、

そのような話し合いのなかで圃場整備が取り組まれ、圃場整備後の農業機械導入のための組合も設立された。このような農業展開に貫いているのは、「営農の論理というよりも生活の論理」（田代、2004、309）であると考えてよいのではないと思われる¹²⁾。第二に、利用権設定をおこなって、作業受託ではなく経営を引き受ける、しかも集落全体の経営を引き受ける場合には、個々の農家を越えて地域や集落に対する経営継続の社会的責任が生じてくる。その意味で、法人化が望まれたということである。この点では、集落法人を提起した広島県の施策は適切であったと評価することができる。しかし、その際、第三に、なぜ「むらぐるみ」の法人であったのか問題となる。それは、中山間地農業の課題である畦畔管理の問題である。すなわち、利用権設定にもとづく地代の支払いという形態をとるが、畦畔管理を地権者がおこなった場合には、10アール当たり1万5000円を払い戻しているのである。つまり、純粋な賃貸借なのではなく、畦畔管理を地権者が担当することをあらかじめ前提にしているわけである。もちろん、その理由には、オペレーターの負担回避ということもあるが、それ以上に、地権者にとっても、畦畔管理をおこなう労働力がある限りは、それに対する支払いは高額にのぼり、経済的にも無視できないのである。したがって、管理労働作業者集団としてのムラが、それと機械作業委託を結びつけるための「むらぐるみ」の法人化なのである。もちろん、地権者がこの畦畔管理労働を担えなくなった場合の対応、そしてさらにいえば、オペレーター労働力の確保という問題が存在しえるが、「重兼農場」の場合は、それはまだ現実の問題とはなっていない。いずれにしても、個別農家の担い手不足、過剰投資の問題を、集落（すなわちムラ）レベルの問題として捉え直し、さらに広域的範囲で調整する方法として展開されている。

IV 集落法人の展開

－東広島市内地区の事例－

次に、集落法人のもうひとつの典型として、東広島市内地区における農事組合法人「ファーム・ウチ」をとりあげてみよう。この「ファーム・ウチ」が位置する内地区は、市の最北端に位置し、周囲を山林に囲まれた谷あいの旧村である。塚土、陰地、東正、寺東、横山、中村、寺地の七つの集落からなる中山間地である。2004（平成16）年時点で、世帯数154戸、人口411人である。そのうち、65歳以上人口は148人で、高齢化率は36パーセントに達している。少子高齢化が進んでいる地区である。なお、農家戸数は108戸である。専業農家は17戸あるが、これらはすべて基幹的労働力が65歳以上の高齢者専業農家である。他方、兼業農家は91戸であり、兼業農家率は84.3パーセントであり、兼業種別では恒常的雇用兼業が大多数を占めているのである。

ところで、この内地区においても、地域づくりが先行していた。この内地区の地域づくりは青年団を中心とした住環境の整備から展開していった。すなわち、その中心の活動は、河川と道路の清掃活動であった。それが、さらには、交通安全や道路の整備、共同施設の整備へとその範囲を広げていった。なかでも、道路整備の問題は地域における急務であり、道路整備と市道の建設推進が大きな柱となっていった。そのなかで、地区の上、下に分かれていた青年団をまとめる上部団体として、「内区をよくする会」が結成されたのである。この「内区をよくする会」が中心となって、市道建設の陳情がおこなわれていった。これに対して、東広島市では、市道建設の条件として内地区の圃場整備事業を提案した。これに答えて、「内区をよくする会」を中心として、地域全体の圃場整備事業としてとりまとめ、広域的な圃場整備事業を県営事業として展開していったのである。この圃場整備の条件は営農集団をつくることであり、したがって当初は集落ごとに七つの営農集団を設立した。しかしながら、作付品種も集落ごとに

バラバラで、かつ面積も小さいためにすぐに行き詰ってしまった。他方、一定の個人に集積していくにしても、家族労働力では5～10ヘクタールが限界であり、また、内地区の農地条件では管理が疎かになる可能性があり、さらには条件の悪い農地は放棄される危険性があるのである。そこで、農地を維持しないと地域が維持できないとして、「内区をよくする会」を中心として、内区全体を対象とした法人設立に進むことになった。

まずアンケート調査を実施してみると、約60パーセントが法人設立を希望していたこと、また市内に「重兼農場」という事例があったことから、地域内で集落法人に対する理解があると判断し、1997（平成9）年6月に準備委員会を立ち上げ、同年11月に設立ときわめて短期間に法人を設立したのである。地区内では、出資金として10アール当たり1万円を出資すること、利用権は農業経営基盤強化促進法によって10年間設定すること、組合員の自家消費米および縁故米は法人から購入することを条件として示し、全体の67.7パーセントに当たる88名の参加のもと、集積面積37.8ヘクタール（集積率61.4パーセント）で出発することとなった。不参加農家は、すでに新しい農業機械が揃っていた農家、小規模でコストがかかっても自分で農業を経営したい農家、そして所有する水田で収穫した米を飯米として確保したいと望む農家であった。なお、不参加農家の途中加入については認めないことになっている。その理由としては、まず第一に、早急な法人化が必要であるという認識から、不参加農家に対して排他的に組織を設立したこと、第二に、法人設立後、組織を運営していくうえでの「負担の平等」ということである。とくに、後者に関しては、法人の設立過程で、参加農家は自家で所有する農業機械の処分を一律でおこなった。この時、農業機械の処分に対して否定的な農家が設立に反対し、その多くが法人に参加しなかった。これらの農家群が労働力の維持ができなくなったとき、または農業機械更新時に新規加入することに対して、設立当初から所有機械を処分してまで参加した農家との間に平等性を欠くことになる。農業機械の処分に対して補償がない状況では、「負担の平等」の原理が問題になる

わけである⁽¹³⁾。

さて、次に、こうして設立された農事組合法人「ファーム・ウチ」が示した利用権設定条件について見てみよう。表10は、地代・賃金・管理委託料について示したものである。これによると地代は、10アール当たり1万8000円、畦畔管理料1万7000円、水管理料2000円である。つまり、農地は「ファーム・ウチ」に預けるが、地権者として畦畔管理と水管理をすれば、10アール当たり3万7000円が農家の収入として入ることになる。農作業の実施方法については、理事を兼ねる9名がオペレーターとして従事している。このオペレーターの内訳は、専業農家1名、定年退職者1名、残りの7名はすべて兼業に従事している。この兼業従事者のうち、自営業者は1名であり、他はすべて恒常的雇用労働者である。つまり、水稻作の労働力の中心は、比較的自由な就労状況にある専業農家、定年退職者、自営業者の3名であり、恒常的勤務の兼業従事者は農繁期のオペレーターとして従事しているわけである。オペレーター賃金は、時給1300円である。なお、すでに述べたように、水管理については、基本的に地権者が担うものとし、10アール当たり2000円が支払われている。

次に転作等であるが、転作面積7.6ヘクタールで、うち7.5ヘクタールは飼料稲、0.1ヘクタールは小麦が品目である。内地区が位置する東広島市志和には、10戸の畜産農家があり、そのうちの5戸との間に飼料稲（WCS）を通じた「耕畜連携」を実施している。2002（平成14）年に試験的に1ヘクタールの作付けをおこない、2004（平成16）年度は転作面積7.6ヘクター

表10 地代・賃金・管理委託料

地代	18,000円/本地面積10 a、畦畔管理料17,000円/本地面積10 a ただし、平成16年度から13,000円/本地面積10 a
水管理料	2,000円/本地面積10 a、ただし平成16年度から3,000円/本地面積10 a
賃金	オペレーター1,300円/時
役員報酬	組合長10,000円/月、その他の理事5,000円/月

注：組合員の自家消費米及び縁故米はファーム・ウチから購入。

出典：「東広島市の集落営農」2005年

ルの大半を飼料稲に当てている。一個300キログラムを運送費込みで4000円で畜産農家に販売をしている。これは畜産農家にとっては給餌に対する補助が10アール当たり2万円出ていること、他方では東広島市の「地域水田農業ビジョン」で一個につき1000円を畜産農家に補助することとしているために成立している経営である。なお、資材費が一個当たり500円かかるため、経済性は必ずしもよくはないが、水稲作に近い形態で生産できることと、条件の悪い中山間地域では米に代わる作物を見出しにくいことから、よりコストを下げつつ維持していく方向がとられている。

この法人の2004（平成16）年度の収支を見てみると、販売額が3000万円で、営業外収入（担い手助成金・中山間地域直接支払・とも補償）が1300万円の合計4300万円となっている。一方支出については、労務費754万円、地代550万円、畦畔管理料513万円、水管管理料54万円となっている。ここでの特徴は、「重兼農場」の場合と同様に、中山間地域等直接支払制度による交付金が計上されていることである。中山間地域等直接支払制度については、集落を越えた地区全体で取り組んでいる。2004（平成16）年度の交付金総額は1260万円であるが、そのうち600万円は「担い手経営安定交付金」の名目で支出されている。残りは七つの集落活動の名目で支出されている。この中山間地域等直接支払交付金が営業外収入に占める割合は決して小さくはないのである。なお、2005（平成17）年度からは、交付金額の20パーセントを法人が配分を受け、残り40パーセントづつを個人配分と集落活動配分にする事になっている¹⁴。もちろん、法人も個人配分を受けるのであるが、その交付金額は、前年度の600万円を下回ると予測されている。

ところで、2004（平成16）年度から、地代を5000円下げて、1万3000円としている。米価低下が主要な理由であるが、それでもこの地区では米を作る以外にないのであり、したがって、最終的には逆に地権者から1万円づつ集めても農地を維持していかなければならないわけである。つまり、法人は地域内の農地を維持している組織なのである。もちろん、その前提には合理的な農業経営がなければならぬわけである。そのために、イノ

シシの防除は組合員、非組合員共同で対応している。これまで個々で投じてきた電気柵等の資材はそのまま供出してもらい、足りない部分については法人が負担をする。また、消耗資材や作業労賃も法人が負担するのである。つまり、こうして、地区内の農業に関わる部分については基本的に法人が負担する原則が作られているのである。

最後に、この内地区は地域づくりとしてさまざまな取り組みをおこなっている。直接支払制度の受け皿である「内区デカップリング委員会」では社会福祉協議会への助成と共同による公園整備、女性グループによる朝市への支援、通学路防犯灯設置や植樹等の活動に交付金を利用している。また、「内区をよくする会」では、河川清掃、市道・県道整備、盆踊りの主催等をおこなっている。こうして、地域維持のための農業は法人が担い、地域の活性化等は地域がおこなうということで、全体として機能しているわけである。その意味で、内地区にとっての法人の位置は決定的に重要なものなわけである⁴⁹。

もちろん、農事組合法人「ファーム・ウチ」が位置した中山間地域は、個々の経営規模では生計を立てていくだけの農業経営が展開できない地域である。しかしながら、近隣には就業機会があり、これまでは兼業収入に水稻作収入を加えた比較的所得の高い地域であった。そうしたなかで、高齢化による労働力不足や米価低下による農地管理コストの引き下げを目的として、組織化を通じて対応をしてきたわけである。農地は集積されており、個別経営に比べて、よりよい条件で農業生産活動をおこなっていることができる。しかし、あくまでも地域の農地を維持していくことが目的であり、それに必要でない転作経営等は極力避けられている。この「ファーム・ウチ」の場合も「重兼農場」の場合と同様に、経営の論理というよりも、「生活の論理」が優先している事例である。その意味で、新基本計画等が主張する「効率的かつ安定的な農業経営」とは位相を異にしているものといえる。

V おわりに

以上、広島県東広島市の二つの農事組合法人を事例として、集落法人の展開について検討してみた。最後に、二つの事例の検討から明らかになる点を明示してみたい。

まず第一に、東広島市の場合は、東広島市また隣接する広島市に就業機会が多くあり、これまでは兼業収入に水稲作収入を加えた比較的所得の高い地域であった。逆にいえば、兼業収入に依存し、個々の経営規模では生計を立てていくだけの農業経営が展開できない地域であったわけである。その地域において、高齢化による労働力不足と米価低下による農地管理コストの引き下げを目的にしたのが集落法人であったのである。そして、そこでの法人の業務の中心は作業委託ではなくて、利用権の設定という形態で集落農家の経営を引き受けているのである。ここには、明らかに、地域における農地流動化が作業委託から賃貸借の段階に移行しており、その段階に見合った対応であるということが理解される。第二に、しかしながら、純然たる賃貸借段階ではない。すなわち、畦畔管理を地権者がおこなった場合には、地代に畦畔管理料が上乘せされるわけである。むしろ、地権者による畦畔管理労働が最初から前提されているのである。要するに、機械作業と管理作業の分業関係の新たな構築なのである。集落法人の目的は、「ムラ」の定住条件の確保にあり、当の定住条件の確保の中核は水田の維持にある。そして、水田維持の今日的條件は、機械作業と管理作業の「ムラ」次元での分業関係の再編にあるということができるのである。その意味で、集落法人は文字通り一集落の規模にとどまることになるが、他方では、「ファーム・ウチ」の場合のように、複数集落を含んで旧村次元へと広がることもあるわけである。

第三に、以上の意味での集落法人は、集落、すなわち「ムラ」を基礎とした生産組織化という特徴を持っている。「ムラ」はいうまでもなく生産・生活共同体である。そして、この「ムラ」を構成する「家」は、家族が世

代継承される点で定住性が強く、そこには世代を越えた互助組織の性格がある。他方、「ムラ」は世代貫通的な共同体としての性格があり、小農の脆弱性を補完してきた。もちろん、生産の共同体としての「ムラ」の側面は、徐々に弱化してきているが、定住条件を補償しあう生活共同体としての側面は依然として強いわけである。このような「ムラ」を基礎とする集落営農は、「ムラ」の定住条件を確保するという「生活の論理」に貫かれているために、その結果として生産面と同時に生活面での協同を不可欠としているわけである¹⁰⁾。広義に表現すれば、農業維持による地域維持というところに、集落法人の意義があるわけである。

最後に、しかしながら、こうした集落法人が今後展開していくうえでは、経営としての安定ということが前提になる。米価の低下のなかで、水稲作経営だけに頼ることは限界があるであろう。その意味では、経営多角化をどのように取り入れていくかということも課題になるであろう。後継者の確保という問題と同時に、この課題への接近が必要とされているのではないと思われる。

注

- (1) 従来の国の施策のなかでの集落営農の取り扱いについては、槇平龍宏の論稿（農業と経済、2004）また、谷口信和の論稿（農業と経済、2005）のまとめが参考となる。
- (2) 「新しい食料・農業・農村計画」の概要については、「農業と経済」（昭和堂）2005年9月号を参考にしている。
- (3) 安藤光義は、大分県の集落営農法人化の事例を検討するなかで、「集落一農場制の水田経営が法人化されていようとも、それは営利追求を第一とするような文字通りの企業経営ではなく、『地域の論理』を法人として制度化したものとみるのが妥当」（安藤、2003、151）と述べている。後述する広島県の事例についても、同様のことが指摘できる。その意味で、法人化について、過度な期待は慎むべきであろう。
- (4) 集落法人について論じた文献は多いが、本稿で考察の対象とする広島県の事例を扱ったものとして、槇平龍宏（農業と経済、2004）、長濱健一郎（農業と経済、2005）、田代洋一（田代、2004）の論稿をあげることができる。
- (5) 広島県（「集落法人の育成計画と事業体系」広島県、2005、6）の数字による。
- (6) この「集落農場型農業生産法人育成ステップ・アップ事業」のソフト事業である「集落リーダー養成講座」の概要については、村竹義人の論稿を参照されたい（農業

- と経済、2004)。
- (7) 広島県の集落法人の取り組みを年次的に跡づけたものとして、西村の論稿がある(金沢、2004)。以上の記述と関わって参照されたい。
 - (8) 東広島市の概要については、東広島市ホームページ<http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/>を参照されたい。
 - (9) 「広島県農林水産統計年報」(2001)によって次の計算をした。すなわち、10アール当たりの主産物の粗収益13万5459円から10アール当たりの物財費9万5338円を差し引いた額、4万121円に15を乗じて、1.5ヘクタール当たりの収益60万1735円を得た。また、農家一戸当たり平均の家計費額492万8900円と租税公課諸負担105万5200円を足して現金支出額598万6100円で割ると、10.03パーセントとなる。
 - (10) 以上の「重兼農場」の設立経緯については、「重兼農場のあゆみ」(農事組合法人重兼農場、2000)と2005年8月に実施した聞き取り調査にもとづいている。
 - (11) 以上の「重兼農場」の組織構成と事業内容については、「東広島市の集落営農」(東広島市地域農業集団連絡協議会、2005)および「重兼農場第16回通常総会議案」(農事組合法人重兼農場、2005)にもとづいている。
 - (12) 長濱健一郎は、「地域資源管理の主体形成」という観点から、集落営農を「生活結合」と呼んで評価している。以上の田代洋一と同様の指摘と理解できる(長濱、2003、146)。
 - (13) 以上の内地区の概況と「ファーム・ウチ」の設立経緯については、「東広島市の集落営農」(東広島市地域営農集団連絡協議会、2005)および2005年8月に実施した聞き取り調査にもとづいている。
 - (14) 以上の収支決算については、「ファーム・ウチ」の「通常総会議案」(農事組合法人ファーム・ウチ、2005)にもとづいている。
 - (15) 近年の「農事組合法人ファーム・ウチ」の事業内容を検討したものとして、長濱健一郎の論稿がある(農業と経済、2005)。以上の記述とあわせて参照されたい。
 - (16) 田代洋一は、「ムラ」の制度化にいきついたものとして特定農業法人をとらえ、そこに貫いている論理は「守りの論理」であり、「営農の論理」ではなく「生活の論理」であると見ている。そのうえで、「このような集落営農を『農業経営体ではない』、『発展の論理を内包していない』と低く評価するのは、その内的論理とは異なる外在的な評価基準にたつものにすぎない」として、集落営農政策における位置づけの修正を提起している(田代、2001、107-110)。

文 献

- 安藤光義、『構造政策の理念と現実』、農林統計協会、2003年。
梶井功編、『日本農業年報50 米政策の大転換』、農林統計協会、2004年。
金沢夏樹編、『日本農業経営年報3 地域営農の展開とマネジメント』、農林統計協会、2004年。
生源寺眞一編、『21世紀日本農業の基礎構造-2000年農業センサス分析-』、農林統計協

会、2002年。

広島県、『広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画』、広島県、2000年。

広島県、『集落法人の育成計画と事業体系』、広島県、2005年。

東広島市地域農業集団連絡協議会、『東広島市の集落営農（農事組合法人・地域農業集団の概要）』、東広島市地域農業集団連絡協議会、2005年。

長濱健一郎、『地域資源管理の主体形成』、日本経済評論社、2003年。

『農業と経済』、第70巻第15号、昭和堂、2004年。

『農業と経済』、第71巻第5号、昭和堂、2005年。

農事組合法人重兼農場、『(農)重兼農場のあゆみ』、農事組合法人重兼農場、2001年。

農事組合法人重兼農場、『第16回通常総会議案』、農事組合法人重兼農場、2005年。

農事組合法人ファーム・ウチ、『第8回通常総会議案』、農事組合法人ファーム・ウチ、2005年。

田代洋一、『日本に農業は生き残れるか』、大月書店、2001年。

田代洋一編、『日本農業の主体形成』、筑波書房、2004年。